

(設置)

第1条 草津市の公金を確実かつ有利に管理するため、草津市公金管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項を審議し、市長に報告する。

- (1) 公金の管理運用方針の作成に関する事。
- (2) 公金の資金計画の作成に関する事。
- (3) 公金の管理状況の確認に関する事。
- (4) 金融商品の情報収集、分析および選定に関する事。
- (5) 金融機関の情報収集、分析および選定に関する事。
- (6) 金融機関の経営状況の把握に関する事。
- (7) 緊急時の公金の保全措置に関する事。
- (8) その他公金の管理に関し必要な事項

(委員)

第3条 市長は、次に掲げる者を委員会の委員として任命する。

- (1) 会計管理者
- (2) 総務部長
- (3) 上下水道部専門理事(上下水道総務担当)
- (4) 会計課長

(会長等)

第4条 委員会に会長および会長代理を置く。

- 2 会長は会計管理者をもって充て、会長代理は会計課長をもって充てる。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を主宰する。
- 4 会長代理は、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員に事故があるときまたは委員が欠けたときは、当該委員の所管する部局に勤務する職員が当該委員の代理として出席することができる。

(会議)

第5条 委員会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 緊急の必要があるときは、会長は書面による賛否を求めて、委員会の審議に代えることができる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、会計課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この訓令は、平成14年3月15日から施行する。

付 則(平成18年5月1日訓令第8号)

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年6月29日訓令第11号)

この訓令は、平成24年6月29日から施行し、改正後の草津市公金管理委員会規程の規定は、平成24年4月1日から適用する。

付 則(平成29年11月20日訓令第10号)

この訓令は、平成29年11月20日から施行する。

付 則(令和3年5月10日訓令第13号)

この訓令は、令和3年5月10日から施行する。

付 則(令和7年3月31日訓令第3号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。